

「ご予約前に確認しておくこと」

●入校資格

- 1.短期プラン「本予約」は入校日の7日前までにお済ませください。
- 2.無免許運転があった場合や免許取消の方は必ずご連絡ください。免許取得・入校が出来ないことがあります。
- 3.身体の障害や一定の症状を呈する病気等による症状の為、自動車等の安全な運転に支障のある方は、事前に安全運転相談を受けてください。
なお、安全運転相談の結果によっては、短期プランでのご入校をお断りする場合がございます。
※安全運転相談を受けた日時、担当者名等を控え、入校受付時にお持ちください。
- 4.日本語でのコミュニケーションが出来ないお客様は、短期プランでのご入校をお断りする場合がございます。

●スケジュール表の選び方と注意

- 1.修了検定の日に満18歳である必要があります。
 - ・誕生日前に入校を希望される方は、修検(修了検定)の日程にご注意ください。
 - 2.入校日から卒業予定日まで毎日教習が入っています。
 - ・ご自身の予定を確認してからご予約ください。
 - 3.キャンセル待ちによる乗車は出来ません。スケジュール通りにお越し下さい。
 - 4.スケジュール表は「本予約時」にお渡しします。
 - 5.早朝通学有の日程の方は、送迎にご注意ください。
 - ・ご利用には前営業日の締め切り時刻までのご予約が必要となります。
 - ・8:00(1限)に間に合う送迎ポイントは、下記のみとなります。
- つくば方面(ホテル日航つくば、ローソンつくば天久保三丁目店、ウエルシアつくば桜店)
○阿見方面(ヤックスドラッグ阿見店、ファミリーマート阿見湖南店、セブンイレブン阿見寺子店)
○土浦方面(荒川沖駅西口)
※牛久方面の方は、ご自身でご来校頂くか、荒川沖駅からの送迎となります。
※ご自身でご来校していただける場合は、交通費補助が利用できます。
ご利用条件等がございますので、交通費補助ページをご確認ください。

●教習は決められた教習スケジュールに従って受講していただきます。

- 1.以下の場合は、卒業が大幅に遅れます。また決められた教習スケジュールとは別に教習を受けて頂きます。
 - (1)決められた教習スケジュール通りに教習を受けなかった場合
 - (2)教習手帳、運転免許証(お持ちの方)を忘れた場合や条件違反(メガネ、服装等)により教習や検定が受けられなかった場合
 - (3)お客様都合によるキャンセル及び遅刻があった場合
 - (4)検定や仮免学科試験で不合格となった場合
 - (5)悪天候等によるやむを得ない事情により教習が出来なくなった場合
- 2.上記の事由により教習スケジュールを守れなくなった場合、ベーシックプランまたはマイスケジュールプランに変更の上、教習を継続していただくことが出来ます。
※マイスケジュールプランに変更した場合、卒業予定日は当初の予定より大幅に遅れます。特にシーズン期間(1~3月、7~9月)は、例年予約が大変混雑するため、当初の卒業予定日より6週間以上卒業が遅れることが予想されます。あらかじめご了承ください。
※卒業予定日の遅れの目安は次の通りです。
 - 1~3月、7~9月：6週間以上/4~6月、10~12月：2週間以上※混雑状況によって先述の期間は前後いたします。ご了承ください。

●短期プランの追加募集やキャンセルについて

- 1.追加募集は随時公開していきます。
 - ・短期プラン予約ページで公開しますので、こまめにチェックをおススメします。
- 2.キャンセルが出た場合について
 - ・キャンセルにつきましても、短期プランの予約ページで公開しますので、こまめにチェックをお願いします。

※安全運転相談を行っております！(事前にお問い合わせください)

- 免許の欠格事由が見直されました。平成13年道路交通法改正により、これまで、精神病、てんかん等のかかっている方に対して運転免許が取得できない(受験資格もない)としていた欠格事由が廃止され、運転免許を受けようとする方が自動車等の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断することとなりました。具体的には、試験に合格しても、一定の病気等にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある方の場合には、道路交通の安全確保の観点から、運転免許が取得できない場合もあります。(詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。)
- 病状等をお伺いします。運転免許申請や更新申請時に、以下のような申請書の項目について記載をお願いすることとなります。この項目に該当する方、あるいは、自動車等の安全な運転に支障があると思われる方に対しては、職員が病状等について具体的にお話を伺うこととなります。(プライバシーの保護には十分に配慮いたします。)
- ・病気を原因として又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方。
 - ・病気を原因として発作的に身体の一部又は一部のけいれん又は麻痺を起したことがある方。
 - ・十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方。
 - ・病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方。安全運転相談窓口への相談をお待ちしています。
- 公安委員会においては、安全運転相談窓口を開設し、上記のような病気にかかっている場合を含め、運転免許の取得や更新が可能かどうかについての相談を受け付けています。運転免許を取得しようとお考えの方は、運転免許の申請や指定自動車教習所への入所等を行う前に相談していただくことをお勧めします。
- 連絡先：茨城県警察本部交通部運転免許センター運転相談窓口
☎029-293-8811 〒311-3197 茨城県東茨城郡茨城町長岡字矢頭 3783-3
受付時間：毎週月曜日から金曜日(祝休日を除く。)午前9時30分から午前11時まで、午後1時から午後3時まで

※病気の症状等に関する質問票について

- 平成25年6月に公布された道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)により、平成26年6月1日から、免許申請書(仮免許に係る免許申請書を含む。)を提出しようとする者に対し、その者が道路交通法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票(道路交通法施行規則別記様式第12の2(第18条の2の2、第29条の2関係))を交付することになりました(道路交通法第89条第2項)。そのため、仮免許・本免許の申請時には、これらの質問事項についての回答が必要となり、質問票に虚偽の記載をして提出したときには罰則が適用されます。また、道路交通法第90条第1項第1号から第2号までに該当する者については、免許の拒否・保留の対象となり、本免許を受けたとしても取消し・停止の対象となります。
-